

米原市立伊吹小学校いじめ防止基本方針（令和5年度）

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめにあたるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

上記の考え方のもと、本校では、全ての教職員が「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が、「いじめをしない子、させない子、見逃さない子」を合い言葉に「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

子どもが被害を訴えたら「いじめ」である。また、被害の訴えが無くても、周囲からの情報等により、知りえた場合も「いじめ」と認知する。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の6つの視点をあげる。

- ①「いじめを絶対に許さない」学校づくりに向けて共通理解・共通実践を進める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を高める教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、子どものSOSを見逃さない様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、学校内だけでなく、関係機関等と連携して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭・関係機関と協力して事後指導にあたる。
- ⑥校内研修において、教職員のいじめに対する理解を深め、鋭い人権感覚を高める。

2 いじめの未然防止のための取組

少人数学級のため、人間関係の固定化傾向の見られる学校であるという危機感を持って、児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員一人ひとりがわかりやすい授業・生活指導を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、命の大切さについて指導を行うなど計画的な道徳教育を充実させる。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導する。

(1) いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。

①いじめ撲滅メッセージの掲示

わたしたち伊吹小の教職員は、「いじめを絶対に許さない」というメッセージを各教室などに掲示し、児童にアピールをする。

②伊吹小学校の通信簿

各学期末に自分たちの学校生活を見直す。

③集会を行う。

全校集会を行い、「いじめをしない、させない、みのがさない」を合言葉に会を進行する。

④特別の教科 道徳の学習

道徳の学習において、「日頃の生活の中での自己を見つめる時間」とし、より豊かな心の情勢に努める。

⑤委員会活動の取組で、いじめをしない活動の計画・実施する。

(2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人ひとりが活躍できる学習活動

- ・児童が主体的に取り組める学力向上策の実践
- ・児童の自発的な活動を支える代表委員会活動と、各委員会活動との連動
- ・たてわり活動での異学年交流の充実

②人とのかかわり方を身につけるための取組

- ・教育相談の取組
- ・縦割り活動、他学年との合同学習、地域の人々とのかかわり
- ・あいさつの取組
- ・いぶきっ子タイム、休み時間等で子どもたちとのふれあい

③安心して自分を表現できるように

- ・学習の約束の全学年共通理解
- ・家庭学習の手引き作成による家庭との連携の推進

④人や自然事象、社会事象とつながる喜びを味わう体験活動

- ・とびだそう！地域に！学ぼう！地域の人、自然、文化から友だちとわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことで、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

⑤ネット上でのいじめに対する取組

- ・携帯電話、スマートフォン等の扱い方、情報モラルやネットの危険性についての学習や体験活動を推進して行う。
- ・毎学期保護者啓發文書を配布する。

3 いじめの早期発見・早期解決にむけての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察をていねいに行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが必

要である。

イ 気になる児童がいる場合は学年部会や生徒指導委員会（職員会）の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ 「児童アンケート」を行い、教育相談月間を設け、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめ見逃しゼロの学校づくりをめざす。

オ 学校評価において、学校におけるいじめ防止のための取組状況を評価項目に位置づけ、保護者や外部関係者との共通認識のもとで連携を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

どのような理由があろうと、いじめ、いじめの疑いのある行為は許されない。

ア いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考える。

ウ いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

（気持ちに理解を示しつつも、行為自体は絶対に許されない。冗談や冷やかし、からかいでは済まされない。）

エ 傍観者の立場にいた児童達にもいじめていたことと同様であるということを指導する。（状況や気持ちは理解できるが、行動は許されない。）

オ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

カ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携をとりながら、指導を行っていく。

キ いじめ・いじめの疑い等を認知した場合、生徒指導担当・管理職に報告し「いじめ認知報告書」に記入する。また、「いじめ対策委員会議事録」に記入をする。

※ケース会議などでは、いじめ対策委員会議事録の記入をしながら進める。

ク ネット上のいじめについて、未然防止のための啓発活動を進め、掲示板やメール等の SNS における誹謗中傷を削除する等の対応をする。

ケ 加害児童および、傍観の立場にいた児童の行動もしっかりとみとっていく。
（加害および、傍観の児童が被害児童にならないようにする。）

(3) いじめ・いじめの疑いを認知したとき

担任等がいじめ・いじめの疑いを発見した場合

1、直ちにその行為をやめさせる。

2、管理職および、生徒指導担当に連絡をする。

3、被害児童を擁護するとともに、被害児童・傍観の児童・加害児童に聞き取りをする。

4、ケース会議 → 指導 → 被害および、加害児童保護者へ連絡する。（被

害者へは、家庭訪問が原則。)

いじめ・いじめの疑いを認知したことを聞いた場合（知った場）

- 1、 だれが、いつ（○月○日○曜日○時）、どこで、何をしたのか、時系列で詳しく聞き取る。
- 2、 ケース会議をする。（聞き取りの順序、聞き取り方の確認等）自習体制の準備
- 3、 名前が挙がっている児童は全員聞き取る。（個人または複数人）
- 4、 ケース会議で情報の整理・指導の手順を確認する。
・・・2に含まれる場合がある。
- 5、 指導、謝罪の場を設ける。
- 6、 ケース会議で情報の整理 保護者への連絡方法の確認をする。
- 7、 保護者への連絡
- 8、 必要に応じて全体指導を行う。

聞き取りの原則

- ・被害児童の痛みや悲しみに寄り添いながら話を聴く。
- ・加害児童の気持ちは理解できるが、いじめの行為は絶対に許されないという態度で挑む。
- ・別室で2人以上で聞き取る。（聞き取り役・記録役）全員が着席している。
- ・時系列で事実を聞き取り、事実を記録する。（憶測は不要）
- ・児童の話に耳を傾け、児童が話したことを受け止める。（信じる）
※情報の整理をする。
- ・沈黙にも付き合う。
- ・長時間にならなようにする。（トイレ、給水はこまめに気にかける。給食は絶対に食べさせる。）
- ・本来は学習等の活動をする時間であるが、緊急を要するための聞き取りであることを忘れない。
- ・行き詰まったら、聞き取り役を交代する。
- ・聞き取った後は、ケース会議で情報整理をして、指導方法や方針等を確認する。

（４）家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア いじめ問題が起きたときには加害・被害にかかわらず関与があった全家庭との連携を一層密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。内容によっては、決して学校内だけで問題解決に臨むようなことはしない。
- イ 学校や家庭になかなか話すことのできないような状況であれば、「しがチャイルドライン」等いじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- ウ 保護者に「心の育ちチェックシート」の記入をお願いし、いじめなどの早期発見に努める。
- エ 保護者に、児童が取り扱う通信機器の管理、取り扱い方法についての確認をす

るように啓発する。（文書、懇談、メール配信等）
オ いじめの認知、いじめの疑いがあった場合は、教育委員会へ「連絡シート」等での報告をする。「いじめ対策委員会議事録」の保管は金庫で行い、5年保管する。

（５）いじめ防止等のための基本的な方針

○「いじめが解消している」状態の２要件の確認を行う。

ア いじめに係る行為が止んでいること。

- ・心理的物理的行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも３か月継続していること。（目安）

イ 被害児童自身が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・被害児童自身および、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認する。

※ いじめが解消していると判断しても再発の可能性がある場合も含め、事後は日常的に注意深く観察する。

４ いじめ問題に取り組むための校内組織

（１）学校内の組織

①生徒指導委員会（職員会）

月１回全教職員で、児童の現状や指導についての情報交換および共通実践や対応策等についての話し合いを行う。

②いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、関係職員によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

（２）家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急ないじめ問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、生徒指導主任、管理職に報告する。また、状況によっては、緊急いじめ防止対策委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、さらに、校長の指示により敏速に支援体制を整え、早期に対処する。緊急いじめ防止対策委員会参加者は、必要に応じて、以下のメンバーを要請する。

校長、教頭、生徒指導主任、ＰＴＡ会長、ＰＴＡ副会長、米原警察署
主任児童委員、市教育委員会関係者、各関係機関